

入札公告（建設工事）

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和2年5月18日

支出負担行為担当官
千葉地方法務局長 鈴木 和男

記

1. 工事の概要

- (1) 工事名 千葉地方法務局館山支局模様替工事
- (2) 工事場所 千葉県館山市北条2169番地1
- (3) 工事内容 本工事は、千葉県館山市北条2169番地1館山支局庁舎1階において、事務室を仕切る壁の解体及び敷設その他の工事を行うものである。

【庁舎】

構 造 鉄筋コンクリート造 地上2階建

工事面積 約185㎡

用 途 事務室

工事種目 間仕切解体及び設置工事、自動火災報知設備移設工事、LANケーブル及び電気配線等敷設工事他詳細は入札説明書のとおり。

- (4) 工 期 契約締結日の翌日から令和2年10月30日（金）まで

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を、入札書に記載すること。

(6) 分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(7) 電子調達システムによる入札

本工事は、資料の交付、申請書及び資料の提出、入札を電子調達システム（政府電子調達（G E P S（<https://www.geps.go.jp/>））で行うことができる。詳細は入札説明書による。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意

を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和1・2年度法務省競争参加資格において、業種区分「建築一式工事」の資格区分「D」（総合数値850点未満）以上に格付けされていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (5) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。
- (7) 法務省が発注した工事について、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る価格で契約し、かつ、当該工事の工事成績評定点が65点未満である場合には、その工事成績評定点の通知日の翌日から法務省が発注する工事の入札公告の日までの期間が1か月を経過していること。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒260-8518

千葉市中央区中央港一丁目11番3号

千葉地方法務局会計課用度係（担当 小野澤）

電話 043-302-1326（直通）

(2) 入札説明書，工事説明書，特記仕様書等の入手期間，入手場所等

ア 入手期間

令和2年5月18日（月）から令和2年6月12日（金）まで

なお、交付を受ける際は、事前に電話連絡の上、来庁すること（郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。）。

イ 入手場所

(ア) 入札説明書等（特記仕様書を除く）は、上記(1)にて入手又は電子調達システム → 調達ポータル → 調達情報の検索

(<https://www.p-potal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>) からダウンロードできる（郵送による入手申し込みも可とする。）。

- (イ) 特記仕様書については、上記（１）でのみ交付（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分まで。）するので必ず入手すること（同仕様書は上記（ア）の方法によっては入手できない。）。
- (ウ) 交付を受けた詳細図面等は、発注者の承諾なく公表又は使用してはならない。
- (3) 申請書の提出期間、提出場所及び提出方法
- ア 提出期間
令和２年５月１９日（火）から令和２年６月１２日（金）までの休日を除く毎日、午前８時３０分から午後５時１５分まで。
- イ 提出方法
紙入札方式による場合は、上記３（１）の場所に、申請書に令和１・２年度の法務省一般競争参加資格に係る資格決定通知書の写し及び暴力団及びこれに準ずる者でないことを証する「誓約書」（役員名簿を含む）を添えて、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。
- 電子入札方式による場合は、申請書、令和１・２年度の法務省一般競争参加資格に係る資格決定通知書の写し及び暴力団及びこれに準ずる者でないことを証する「誓約書」（役員名簿を含む）の全部又は一部を同システムにより提出するものとする。
- なお、提出のあった書類について当局が審査を行い、合格した者が入札 参加資格を有する者とし、審査の結果については、令和２年６月１７日（水）午後５時１５分までに別途連絡する。
- (4) 仕様書に関する質問について
質問については、以下により文書で行うものとする。
- ア 質問期限
令和２年５月１９日（火）から令和２年６月１２日（金）午後５時１５分まで
- イ 照会先
前記３（１）に同じ
- ウ 回答
令和２年６月１７日（水）午後５時１５分までに、FAXで回答する予定。
- エ 質問方法
持参又はFAXによる。FAXによる場合は、到達確認を行うこと。
- オ 質問書の様式
入札説明書を参照すること。
質問事項に対する回答書は、令和２年６月１８日（木）午後５時１５分までに競争参加資格確認申請書を提出した全員へ適宜の方法により回答する。
- (5) 入札書及び入札金額内訳書の提出期限及び提出方法
- ア 提出期限
令和２年７月９日（木）午後５時１５分まで
- イ 提出方法
紙入札方式による場合、入札書と入札金額内訳書を別々の封筒に封入の上、封

筒の表に会社名及び工事名を記載の上で密封し、持参又は郵送する方法による（郵送は書留郵便に限る。提出期限内必着。）。

電子入札方式による場合、入札書は電子調達システムによる。ただし、入札金額内訳書の提出は、電子入札方式による場合でも、電子調達システムにより行うことを認めない。

(6) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和2年7月10日（金）午前10時00分

場 所 〒260-8518

千葉市中央区中央港一丁目11番3号

千葉地方合同庁舎4階会議室及び電子調達システム

4 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行千葉代理店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行千葉代理店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 現場説明会

現場説明会を行わない。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3 (1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3 (3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(12) 詳細は入札説明書による。

以 上